

## 議長定例記者会見 会見録

日時：平成 19 年 9 月 3 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

### 1 発表事項

#### ・「みえ県議会出前講座」の実施について

(議長) あらためましてみなさんおはようございます。今日はこちらからの発表といたしまして、「みえ県議会出前講座」について発表させていただきます。この事業は元々6月議会の際に開催されました広聴広報会議において了承されたものでありまして、今回実施することに決定いたしましたので学校への通知に先立ちまして、皆さま方に発表するものでございます。

この事業の目的は小学校から大学までの未来を担う世代を対象として、県議会議員が直接学校へ訪問し、県議会のことを授業の中で講義をしていくことによって、地方自治に対する親近感を持ってもらい、将来の住民自治を担う県民としての意識を育てたいというところがございます。県議会議員が講義を行うわけでございますけれども、テーマは2つ用意をいたしてありまして、1つは小学校、中学校生用に「県議会の役割」ということを中心に、もう1つは大学生用に「分権時代を先導する議会を目指して」というテーマについて、お話をさせていただく予定でございます。なお、ご要望によっては他のテーマについてもお話をさせていただく用意がございます。県議会議員が講義を行いますので、講義の内容は不偏不党で純粋に教育の一環として実施をしていきたいと考えております。派遣する議員は、学校のある選挙区とは違う選挙区から選出された広聴広報会議の委員で、かつ大学を除いて異なる会派の複数の委員ということにいたしてあります。この出前講座の実施は当面20年の3月までとし、スタートはこの9月より、学校からの申請に応じることといたしてあります。私からの説明は以上でございますが、ご質問があればどうぞ。

### 2 質疑応答

(質問) いくつか主な点についてお尋ねいたします。20年の3月まで当面実施するということですが、回数とか学校数とか大体どれくらいの想定でしょうか。

(議長)今のところ別にそういうことは決めておりません。できれば多くご要望があることを期待しておりますけれども、あればそれなりにまた体制を整えていきたいと思っております。

(質問)これは学校単位での申し込みということですか。それともクラスごととか。

(議長)クラス単位だと思いますけれども、学校を通してお申込をさせていただくということだと思っております。

(質問)こういった出前講座みたいな取り組みはこれまでなかったことでしょうか。今回初めて。

(議長)三重県といたしましては執行部の方でも出前講座というのはありましたし、議会としてもありましたけれども、これは職員の皆さんが出かけて行っていただいて、そしてお話をするという建前になっておりました。しかし、昨年で1件ということで非常に低調でございます。やはりこれは議員自身が話しをさせていただくということは、非常に議員にとっても教えることは学ぶことにつながるのではないかというふうに思っているところでございます。

(質問)元々これをやろうという発想の源はなんですか。

(議長)これはここにいらっしゃいます副議長が広聴広報会議の座長をしていただいておりますので、なんでしたら副議長からその辺詳しくお願いします。

(副議長)開かれた議会にという、そういうテーマで広聴広報会議のメンバーがどうあるべきかという議論を、5月以降続けてきました。議長の報告にもございましたけれども、6月の定例会で開催しました広聴広報会議の中で、先ほどのように将来の自治を背負っていただく学生の皆さんに議会のあり方を直接議員自らが出向いて講義をさせていただくということは、非常に意義が大きいのではないかと、そういう提案がメンバーの中からございました。同時にこれも議長が説明されましたけれども、従来の出前トークは職員の皆さんが出向いてということで、過去10年ほど進めてきておりますが、昨年は1回の実績でございました。この10年でも数回程度しか実はございませんでした。そういう中で議員自らが、それも広聴広報会議のメンバーが直接出向いて将来を担う世代に議会のあり方を語るということは、たいへん意義があるのではないかと、そう

いう議論の中での決定でございました。以上でございます。

(質問) 広聴広報会議は今何名いらっしゃいますか。

(副議長) 副議長を入れて8名です。

(質問) この8人の方が実際講師でやられるということですか。

(副議長) そうです。

(質問) P T Aは対象としない。

(副議長) 今の段階ではどのようなご要請が出てくるかというのは初めての取り組みですので、予測ができません。今から学校関係、各教育委員会、いろんなこの制度のご説明等々をさせていただくことが必要かと思っておりますので、そういう中での対応ということで、現時点ではご理解をいただけたらありがたいと思います。

(質問) 一応生徒、児童、学生とかを対象にしているけれども、もし関連の関係でぜひこの制度を使ってみたいという申し入れがあればそれはそれで検討するということですか。

(副議長) そうですよ、はい。

(議長) 一般の方から要望があればさらに嬉しいことだと思いますので、どんどんそういうことに対しては、座長と相談しながら対応していきたいと思いません。

(質問) 県内小中高、外国人学校とありますけれども、この外国人学校をあえて対象に入れた意義というか理由があれば。

(副議長) 深い意味があるわけではございませんが、特別支援学校や外国人学校からの申請も多分あるかもしれませんが、ないかもしれませんが、とにかく幅広く児童、生徒のご要請に応じて対応出来るような形を揃えていきたいというふうに今の段階では。

(質問)それは日本国籍がある人だろうが、ない人だろうが幅広く。

(副議長)そういうことで。

(議長)よろしいですか。それでは他にどうぞ。

(質問)会期の見直しの件ですけれども、知事は会見の席でもおっしゃっているように、明確なルールづくりが必要であると、については十分に執行部とも協議をしてほしいというふうにおっしゃっていますけれども、これについてのお考えと今後の対応についてお願いします。

(議長)会期見直しについてのプロジェクトは今発足をいたしております、議会内で鋭意議論が進んでいるところでございます。9月の5日頃に正副座長の中間報告といえますか、まとめが、一応試案と申し上げたほうがいいかわかりませんが、それが出ることになっております。それをさらに議論をして、そのうえで成案を作っていくたいと考えております、そのうえで議会の考えが固まったうえで、当然執行部と協議をいたしたいと思っております。

(質問)執行部の方では、会期を見直すことによって職員の皆さんの負担であるとかそういったものにも影響があるという心配をされているようですが、それについて改めてどうお考えですか。

(議長)基本的になぜ会期を見直さなければならないかということだと思いませんけれども、戦後昭和22年から地方自治法というものができたのですが、実際に地方自治法が機能してきたとは到底思えないわけです。これは執行部に対しても言えるし、議会に対しても言えることでございます。これは機関委任事務という古い制度の中で置かれていた地方自治法でありまして、まさしく機能しないまま50年が過ぎ去ったわけでありまして、2000年の地方分権推進一括法によりまして機関委任事務という制度が廃止をされ、そして地方分権というものが新しい歩みを始めようとしている今中だというふうに思います。そうした中で不備な地方自治法、これを依然として変えない国の姿勢があるわけございまして、例えば議長に議会の招集権がないということを始めとして、さまざまなことが地方自治法の改正を待っているわけでありまして、なかなかそれが進まない、こういう中で私たちは可能なことを実施することによって住民自治を進めていきたい、こういう見地から会期の見直しということに着目したところでございます。今ご質問の執行部の負担ということでございますけれども、

これは、本来議会は監視という部分以外にも議決権という大きな仕事がございます。この議案を本当に議決していいのかどうか、あるいは再考を求めた必要はないのかどうか、その辺についても議会がしっかりとした考え方の基に県民サイドに立って判断をしていく必要があるわけでございますし、またそれに伴って政策の提案、立案、こういうことも県民に代わって執行機関に申し上げていく責務があると思っております。さらに、これで執行機関が行っている行政は万全なのかというチェック、この3つの機能は私たちに課せられている権能ではないかと考えておまして、本来は議案を出してきていただいて、それを真摯にわれわれが検討をしていくということが仕事でございますけれども、従来から私も長い議会生活でございますが、やはり議会が作った議案はすべて追認をしていくというのが、議会の全国的にあり方であったし、そういう制度であったと言っても過言でないと私は思います。そういう中で執行機関はさまざまな議会への根回しがあったことも、これは否めない事実でございます。本来そういうものをすべて廃止していくことが開かれた議会であるというふうに私は思っておりますし、そういう観点からすれば、議会の会期を見直すことによって執行機関の負担が増えるということはありませんかと、私は考えているところでございます。

また、執行部が言っておりますように、経費の問題もでございます。いろいろとおっしゃっていますが、われわれは特別公務員という資格の中にありまして、非常勤でありながら一部常勤扱いをする、例えばボーナスが支給される、これも非常に異常な私は状況だと思うのです。こういうことについての、地方自治法の改正ということがまったく棚の上にあげられている状況で放置されている。こういう中でわれわれは非常にややこしい日当をもらうというような制度があったりするわけでありまして、しかし全国的にこれはお調べいただければわかりますが、三重県はさまざまなものを改善してまいりまして、応召旅費についても全国平均以下であるというふうに私は思っておりますし、そういう努力の中で決してわれわれがそういう意識を持っている以上、これ以上特別に経費がかさんでくるというふうなことは想定いたしておりません。

(質問) それもこれも、どんな会期見直しにするかの如何によるのでしょうかけれども、通年議会というのはいよいよ基本的にはなりそうですか。

(議長) それは今プロジェクトの方でご検討いただいておりますが、通年議会というのを選択肢の1つだと伺っているところでございます。

(質問) 経費の増嵩試算みたいなのはどうですか。

(議長) それもプロジェクトの方で今やっておりますので、私どもからいろいろなことを申し上げるのはちょっと不適切かなと思いますので、あと2、3日すれば結果が出てまいりますので。

(質問) 会期見直しで負担が増えるのはあり得ないとおっしゃったのですけれども。

(議長) あり得ないとは言いませんけど、驚くほどの、とても批判の対象になるような増え方をするとは思えないし、やはりそれはおそらくプロジェクトの方でもいろいろとご苦心をいただいているものだと拝察をしているのですけど。

(質問) 確認ですけれども、今のは執行部の負担です。お金ではなくて。執行部の負担が、会期見直しで増えるというのにはあり得ないとおっしゃったのですけれども、ちょっと中を抜いているのでもうちょっと説明してもらえますか。本来はそうやって根回しをするものではないはずだと。

(議長) そうです。根回しということが前提となって、その話は負担が増えると、常時議会が開かれているような状況を考えておられると思いますけれども、私はそんなこととは違いまして、例えば代表質問、一般質問というものは今決められている日数を超えることはないのですね。ですから、一年の初めに一年間の日程をきちんと決めてそして代表質問はこの日この日にやりましょう、一般質問はこの日この日にやりましょう、常任委員会分科会はこの日にやりましょうということをあらかじめ決まっていることですから、それをあてはめて、その代わり開会式だとか閉会式だとかそういうことをやめていくということですね、こういうこともたいへん形骸的なことですのでやめていくと、一年間いつでも議会というものは議長が招集すれば開けるのですよと、そういう緊張感と臨場感の中で私はやっていくべきだと思う。今議会開会中ではないから何々ができないということもたくさんあります。議員辞職に関する問題もそうでありますし、そういうことは常に臨機応変に議長が招集することによってできると、私は決してこのことによって執行機関に迷惑というか負担を強いるということとはほとんど考えておりません。

(質問) 執行部がいう負担というのは改めて確認しますが、根回しの負担が増えるという懸念を示しているわけですね、執行部は。

(議長) そういうふうに推測せざるを得ない。本当にわれわれが考えていることを十二分に理解をされていないということだと思いますが、その理解についてはわれわれの案が出来上がった時点でしっかりと説明をしたいと思います。

(質問) 野呂知事ですけれども、8月初旬の知事会見では猛反対、反対だというような意向を示されたのですけれども、30日の会見では各社が反対とかいう見出しをつけて書いたのを遺憾に思って少し意見を修正されたのですけれども、議会改革、通年議会を大いにいいことだというニュアンスにちょっと修正されたのですけれども、なぜ修正されたかご存知ですか。

(議長) わかりませんし、これは議会マターの話ですので、議会で十分に議論をして、そのうえで、実施段階で説明するというのが私は筋道だと思います。いちいち事前に話し合いをするということはまさにアンダー・ザ・テーブルであってそういうことはさけていきたいと思っております。

(質問) 議長が先ほど議会の考えが固まったうえで協議したいと思っている、執行部と、いうお話ですが、知事はこれに関して議会の考えが固まってこちらが話をしても、修正はきかないだろうという危惧をお持ちみたいなのですけれども。

(議長) そんなことはないと思います。それは議会と執行部の問題で、いわゆる県民サイドに立ってどの選択が正しいかというのは、話し合いはきっと解決すると思っておりますし、決めたら一步も引かないなんていうそんな傲慢な態度をとるつもりは毛頭ありません。

(質問) その辺等考えてみると、議会と執行部の、ある程度不信感というか溝ができている感じはあるのですが、その辺どのようなお考えですか。

(議長) 先ほどから申し上げておりますように、これは議会マターの話ですので、議会が一応どうということになるか、今検討中ですので、その検討段階でいろいろなお批判をいただくことは決して適切ではないと私は思っております。

(質問) 議長は執行部に対しての不信感みたいなのは無いのですか。

(議長) 別に私、淡々とやらせていただいております。

(質問) 野呂知事の意見の確認なのですけれども、根回しという言葉は抜きにすると、会期が増えると県職員の負担が増えるので、県にとっての第一義的な県民サービスがおろそかになるとおっしゃったのですが、その論理はいかがですか。

(議長) 会議が増えるというから会議を減らすという短絡的な問題ではないと私は思うのです。やはり県民にとって必要である会議は、夜を徹してもやる必要があるのではないのでしょうか。そう思いますね、私は。ただ根回しは、例えば鳥取県は、この根回しということを片山知事の時に完全にやめましょうという宣言されました。その代わりあそこの議会は非常に緊迫した、ある意味緊張感のある議会になったというふうに私たちは理解しているのですけれども、どこまでを根回しといい、どこまでを説明というのか分かりませんが、過剰な説明もこちらにとっても非常に時間のロスになったり、いろいろなことがありますし、今までの議会文化というものをやはり変えていこうということは、これは双方で意識をして考えていかなければいけないことではないのかなと思っております。

(質問) 議会の招集権が議長にないことに問題点があるとおっしゃったのですが、具体的に議長に招集権がないことによってどういうことが問題なのかということをお聞かせ願いたいのですが。

(議長) 例えば 1 つ例にとりますと、いろいろあるのですけれども、地方自治法には専決処分について、議会を開くいとまのない時は首長によってそれを専決処分することができる、こういうふうになっているわけでありまして。議長に招集権がないわけで、首長が議会を開かない限りは全て専決処分ですべて通っていけるということになるわけでありまして。これは、私は非常に大きな問題だと思いますね。事後承諾とかいう問題がたくさん起こってくるわけでありまして、議会を開くいとまがあるかないかということは、知事が判断するのではなくて議長が判断すべきことではないかと私は思うのです。そういう権限も与えられていない。知事に招集権を与えていることが間違いだとは 1 つも言っておりません。それはそれで結構。議長にも与えたらどうかということは、これは私たち地方制度調査会等に出向きまして、私もそういうことについて発言をしたことも過去にはございます。しかし、もう何年も経ちますけど、5年くらい経ちますけど、一切こういうことは改められようとはしていないということになります。



(質問)あと勤務体系が一部常勤であるというところで、非常に異常であるとおっしゃられたのですけれども、具体的には議長としては、議員もいわゆる常勤という形にしたほうがいいというふうに考えてらっしゃるのか、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

(議長)今、地方制度調査会等におきましては、議員をこのままにしてはいけないという意見も確かにございまして、「公選職」というような新しい職名を付けて考えたかどうかということもございまして。しかし、地方自治法というものは地方自治の執行機関あるいは議会に対して大きな拘束力を持っているにもかかわらず、こうした議員の適正な人数とか、あるいは報酬についても全国まちまちでありまして、自分たちで決めなさいというようなことになっておりまして、果たしてこれでいいのだろうかということが、地方分権をいろいろと言われている政府、国において、もっともっと真剣に考えてもらう必要があるのではないかと。これは古い話ですけど、ちょっと参考に申し上げますけれど、今皆さんからよく議論されている政務調査費なのですけどね、政務調査費も平成12年までは闇のお金だったわけですね。私は平成7年に議長になった時に、東海北陸議長会でこの問題を取り上げまして、闇の金じゃないかと、これをきちんと法制化する必要があるのではないかとということを提案して、それから5年かかってようやくこの問題は一応形を整えたと、こういう経緯があるほど国はこの地方自治法の改正とかについては非常に消極的であって、地方の議会あるいは地方の議員のあり方等について、本当に真剣な討議がされているとは思えないものであります。

(質問)新しい県立博物館についてですけど、政策討論会議において議論が進められていると思いますが、これまでの議論の中で、今どういうふうに議論の経過がなっているのか、どういうふうになっていくのかということをご説明いただきたいということと、一方、執行部の方においてもこれについて議論が進んでいますが、今後執行部とのすり合わせというか、どのようにしていくつもりでしょうか。

(議長)政策討論会議を作ったということは、まず二元体表制の中で、すべての政策に関する問題は、知事以下執行部に任せておけばいいのだという過去の考え方ではなしに、議会も県民の負託に応えていかなければいけないという観点から政策討論会議を作りました。そして、議会の考え方、ひいては県民の考え方を集約して、それを知事に提案をしていくと。執行権は知事にあるわけですから、われわれが提案したことが取り入れられない部分もあるかもわかりま

せんし、全面的に否定される場合があるかもしれません。しかし、そのことについては執行権者の権限でありますので、そういうこととは別に、議会はそれを放置していいはずがありませんので、われわれとして提案させていただくために政策討論会議を行っているわけでありまして、今まで過去3回の会議をもちまして、この夏も7月8月の暑い期間に入ってまいりましたので、それぞれの委員が全国の優れた博物館等を見学してきてくれるように要請いたしまして、委員のほとんどが2施設以上の調査をされているように伺っております。私も、福島県の「りょうぜんこどもの村遊びと学びのミュージアム」、あるいは「福島県立歴史資料館」、また建設中の「沖縄県立博物館」、「愛媛県立歴史博物館」、「和歌山県立博物館」、これだけぐらいをちょっと見てまいりました。今、博物館の構想の基本的なあり方、総合博物館にするのか、あるいは自然系、人文系に分けるのか、あるいはまた、将来的に公文書館等もくっつけていくのかとか、いろんな話、テーマがありまして、今、7つほどのテーマに分けてまして議論を重ねているところでございます。いずれ近いうちに、正副座長の案を作りまして公表していきたいと思っております。すいません、先ほど3回と申しましたけれども、現地の博物館へ全員が赴きまして調査をしたことが1回ございますので、計4回、今までに会議をもっております。執行部からの提案が出てきた段階で議会としても議論をして、そして提案をさせていただきたいと思っておりますので、執行部の案ができるまでに、議会としても鋭意努力をして構想を固めていきたいと考えているところでございます。また、非常に難しいといいますが、執行権者でないとなかなか分からないこともありますので、あまり細かい点にまで踏み込むということは避けていきたいかなと思っております。

(質問) 確認ですが、政策討論会議のメンバーの方々、あるいは県議会議員の方々の中で、博物館そのものが必要か不要かという意見は分かれてはいないのでしょうか。

(議長) これは、全員の皆さんが必要であるというご認識にありますし、20年間店ざらしにされてきているということについて、一刻も早く県民サービスの一環として、これを立ち上げなければならないという考え方で一致しているというふうに思います。

(質問) 安倍改造内閣が先月27日に発足しまして、今日、遠藤農水大臣が辞任されて、外務省の坂本政務官もお辞めになるというような、発足間もなく問題がいろいろ出てきたのですけれど、これに対してご感想をお聞かせ下さい。

(議長) 今日の今のお話を伺いましたとおり新聞等を拝見しまして、たいへん厳しい安倍改造内閣の船出ではないのかなという認識をいたしております。今回の目玉ともされております総務大臣が、地方自治に携わっていた経験者であるということで、いろいろな場面で評価を受けておられます。私たちが大きな期待をいたしているところでございますけれども、どれだけの期間大臣をされるのか分かりませんし、霞ヶ関の高級官僚群の中で、そうしたいろんな抵抗の中で、大臣が目指しておられるような、いわゆる分権改革というものが進むかどうか、非常に心配もいたしております。大臣は地方分権改革推進委員会の委員でもあり、会長代行(委員長代理)でもあったと思いますが、そういうことからして、われわれ地方に住む人間にとっては、大きな期待を寄せるのは当然のことでございますけれども、先ほど申しましたように、非常に心配もしているところでございます。

(質問) 農水省は松岡さんの問題ですとか、赤城さんも事務所費問題、そして今回と3つ続いています。特に三重県にとっては農林水産業というのは非常に基幹産業といいますか、重要な産業の1つで、そのトップがころころ変わる、今回も問題を起こすと、その点に関しまして議長として何か懸念等があれば。

(議長) ちょっと極端なことを申し上げるのですが、自由民主党の政権というのは昭和30年の保守合同でできあがって55年体制ができたと思うのですが、爾来51年、正味ですね、政権担当をしているわけでありまして。残りの1年間は細川内閣ということではありますが、こういう国は先進国にはほとんど例を見ないと思うのです。やはりそうしたことが、私は、制度疲労を起こしたり、そして、こういう連続してさまざまな問題を惹起してくる要因ではないのかなと思います。まして地方に対する手当にしても、いわゆる前例踏襲であり、前例からの継続であるに過ぎないと思うし、新しい発想が生まれてきたという歴史はほとんどないように思うのです。少しずつ改善はされていると思えますけれども、十二分に地方に生きる人達の満足度を満たしているとは言い難い。結果が参議院の選挙結果ではなかったのかというふうに思っております、やはりそういう中で、日本政治に大きな地殻変動が起こりつつあるのではないかと、私を思います、予感をいたします。これは私の個人的な意見ですから、議長としてはなしに。あまりにもいろいろ起こりすぎるのではないかと思います。

(質問) その一因が制度疲労ですか。

(議長) そういうことではないのかなと思います。

(質問) 二大政党制大いに賛成で、民主党の政権交代を望むというふうにも聞こえますが。

(議長) 私がというより、国民もそうした選択肢を求めているということは、さまざまな世論調査や選挙結果で表れていると考えていいのではないかと私は思っているのですけど。

(質問) 議長の政治生活の勤所からいって、そういうふうな流れになりつつあると感じていますか。

(議長) 私は個人的にはそう思っているのですけれども、どうもそんなふうではないのかなというふうに、個人的には思っています。

(質問) 議長の政治信条は別にして、例えば自民党籍があるということが気にかかるのですけれども、自民党籍の議長が、民主党の政権交代があってもいいのではないかということについては。

(議長) 地方の自治体の議員として、私はそういう国民が選択できる政治体制というものは、非常に日本の将来を活性化する大きな要因になると個人的に思っていますけれども、今申し上げたとおり、50年間ずっと政権が変わらない、そんな先進国はあるのですか。

(質問) 見解はよく分かるのですが、例えば次の衆院選で、議長は民主党候補を推すなどという・・・。

(議長) そんなことはないです。私は一応自民党の党籍を持っておりますので、役は何もありませんが、党籍は持っていますから、それなりの、今までの私の政治の足跡というのですか、そういうものを考えて、自民党にずっとやってきたわけですから、これを今どうこうするつもりはありませんけれども、やはり長い政治生活の歴史の中で、今申し上げたことを強く感じるということなのです。

(質問) もうちょっと突っ込んで、例えば民主党政権が誕生するとすれば、どなたが首相になればいいと思われませんか。

(議長) そんなことは私の好き嫌いとかではなしに、また、どういうふうになるか、私にもまだそんな見通しは分かりません。ただ、漠然と今思うことを申し上げているだけであります。

(質問) 参院選結果がそう示している。

(議長) それから、今回の一連の辞職騒ぎをふまえて、私はそういうふうと思うわけでありませぬ。やはりこの際に自民党も、地方で大敗したという結果を受けて、ぜひとも地方が自立をして、そして新しい分権社会といいますか、そういうものができる方向付けを、ぜひしてもらいたいなというふうに思います。

(質問) 昨日、自民党県連で三ツ矢会長が就任され、新しい船出をされて抱負も述べられましたが、その感想はどうでしょうか。

(議長) 三ツ矢先生は比較的党歴の浅い方でありませぬけれども、浅いゆえに新しい発想で県連を変えてもらいたいなというふうに思います。

(質問) 9月議会の目玉を。

(議長) いろいろあると思ひませぬけれども、附帯決議がされた前回の補正予算、こういうものに対する執行部の対応も検証しなければいけないと思ひませぬし、また、新しい博物館の問題等も議論しなければいけないと思ひませぬし、そして会期の問題についても、ある程度この議会中にまとめていかなければいけない、こういうふうにおもひませぬので、多忙な議会になるのではないかと思ひませぬ。

( 以 上 )

11:25 終了